

オープンカウンター方式による見積依頼について

- オープンカウンター方式とは、案件を公開し、見積参加業者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積依頼です。
- 期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記2の問い合わせ先に御連絡ください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 見積書等に関する問い合わせ先 及び 提出方法

(1) 問い合わせ先

山形県警察本部警務部会計課調度係
〒990-8577 山形県山形市松波二丁目8番1号
代表電話番号023-626-0110（内線）2233

(2) 見積書提出方法

- ① 持参又は郵送
上記「(1) 問い合わせ先」へ直接提出又は郵送
- ② FAX
FAX 023-630-2829
- ③ 電子メール
上記「(1) 問い合わせ先」へ御連絡ください。

- ※ 見積書提出後は当該調達に関する異議の申し立ては受け付けません。
- ※ 見積書は締切日時必着とし、見積書の様式は、内容を満たしていれば、各社の見積書で結構です。
- ※ 見積書について、代表者印等の押印が省略できます。
詳細は、別紙「契約等の手続きにおける押印等省略について」を御覧ください。

3 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載及び押印（省略しなかった場合）に不備があるもの
- (3) 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 提出期限までに到達しなかったもの
- (9) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格(消費税込)を提示された事業者を契約の相手方とします。

見積額は、特段の指示がない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価(消費税込)を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額(消費税込)となります。

5 その他

- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (2) 契約担当官等の都合により、調達を中止する場合があります。